

インフルエンザによる出席停止についてのお知らせ

インフルエンザは、学校保健安全法に定められている学校感染症のひとつです。医師によりインフルエンザと診断された場合は「出席停止」となり欠席にはなりません。医療機関を受診して「インフルエンザ」と診断された場合は、医師の指示にしたがい、感染の恐れがなくなるまで登校を見合わせてください。出席停止期間は法律で定められています。

【インフルエンザの出席停止期間】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

登校する際は、保護者が下記の登校連絡票に必要事項をご記入の上、児童に持たせてください。医療機関からの証明は必要ありません。なお、下部を切り取らずにこのまま提出してください。

インフルエンザ発熱期間と登校開始日の目安（児童生徒の場合）

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日間							登校可能		
2日間							登校可能		
3日間							登校可能		
4日間							登校可能		
5日間								登校可能	
6日間									登校可能

***発症日の翌日を1日目と数えます。**

・・・発熱あり



・・・発熱なし

【参照】

東京都医師会 学校医会会報
(2012年11月15日発行Vol.227)

切り取らずに提出してください

府中市立白糸台小学校長 宛

令和 年 月 日

登校連絡票（インフルエンザ）

年 組 児童氏名

保護者氏名

印

診断を受けた医療機関名（ ）

出席停止期間（ 月 日 から 月 日）

診断されたインフルエンザの型（インフルエンザ_____型）※診断された場合のみ記入

医師より感染のおそれがなく、登校可能との指示をいただきましたので、本日____月____日より
登校いたします。※診断書などの証明は必要ありません。保護者をご記入ください。